

営繕工事における情報共有システムについて

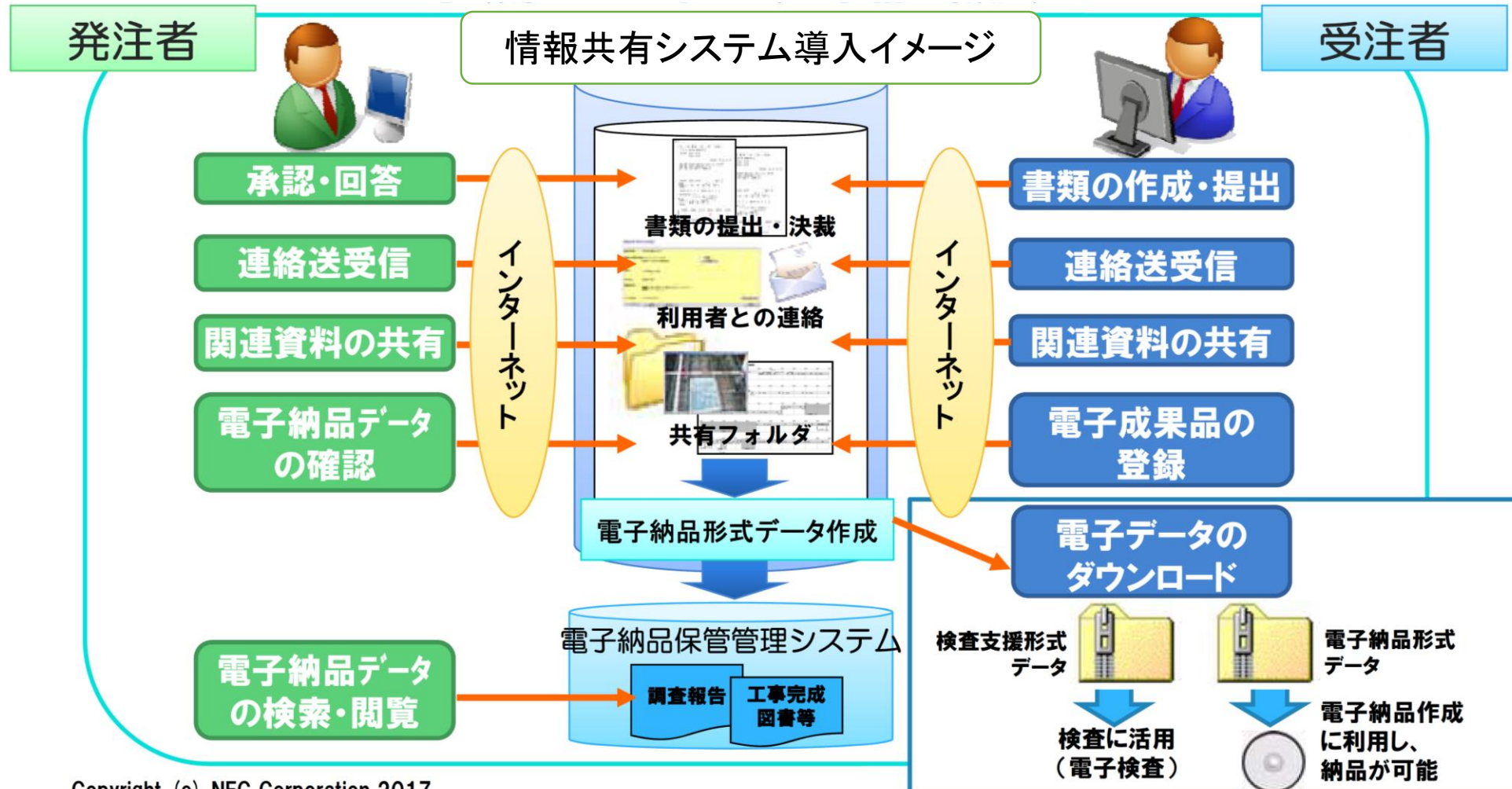
茨城県土木部営繕課においては、建設現場の働き方改革、生産性向上に資する取組みとして、情報共有システムを令和2年8月から試行活用していましたが、いままでの試行状況等を踏まえ、令和5年4月に「営繕工事における情報共有システム実施要領」を制定しました。

実施要領の概要

- 目的
 - ・茨城県土木部営繕課が発注する建設工事において、情報共有システムを実施するにあたり必要な事項を定めるもの
- 対象工事
 - ・発注者指定型（費用は発注者が負担）
 - ・受注者希望型（費用は発注者が負担）
- システムの機能要件
 - ・「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を満たすもの
 - ・茨城県土木部営繕課が発注する工事においては、情報共有システムの推奨事業者を以下のとおりとする
 - 推奨事業者：株式会社現場サポート
 - 推奨期間：令和5年度から令和6年度まで
- 対象とする工事帳票
 - ・情報共有システム対象書類一覧表のとおり
- 検査におけるシステムの活用
 - ・システムで処理を行った工事帳票は電子データにて検査の実施が可能
- 納品におけるシステムの活用
 - ・システムで処理を行った工事帳票は電子媒体（CD-R等）での納品とする

情報共有システムとは

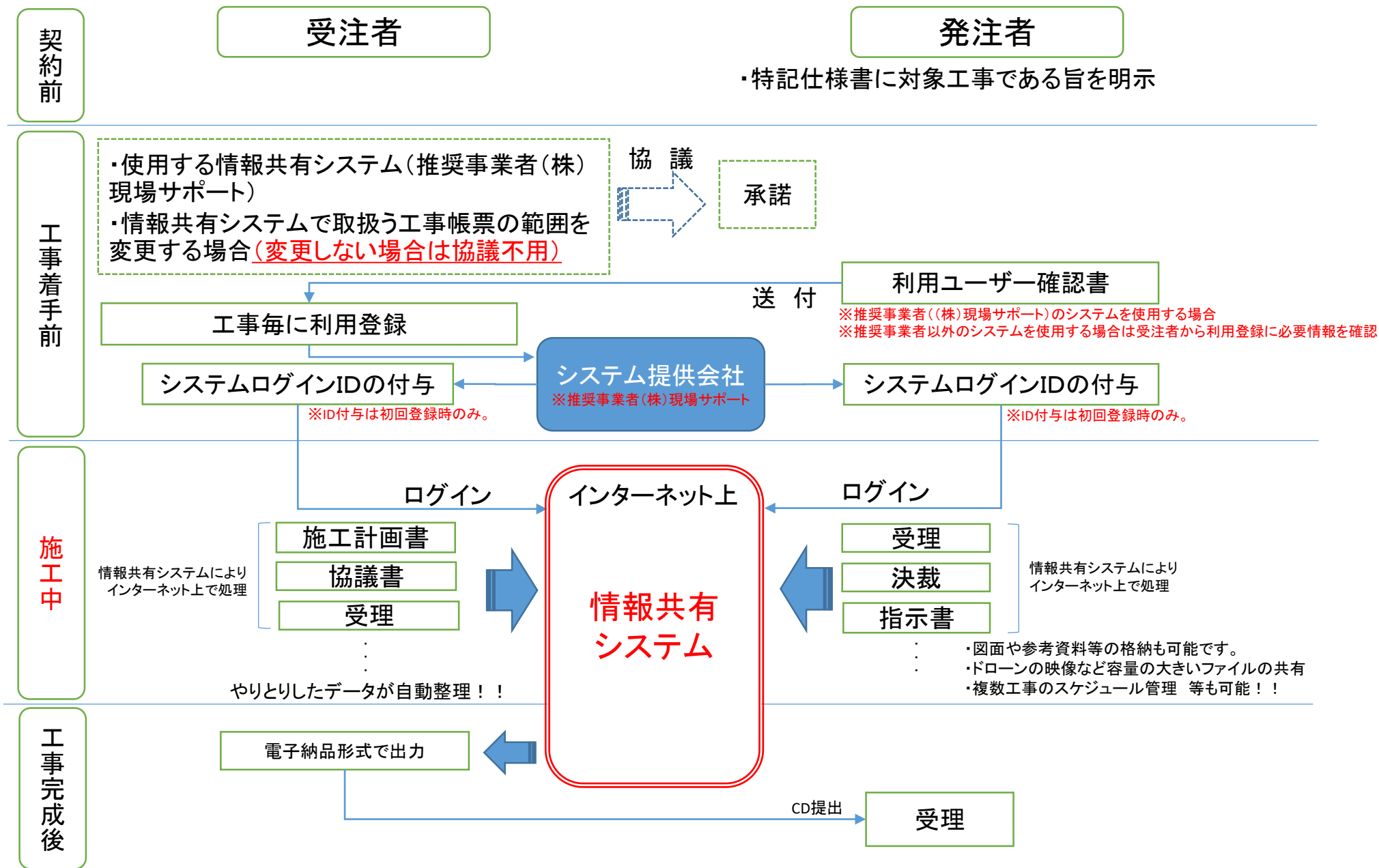
- ・受発注者間の工事施工に関わる文書・写真・図面等の様々な情報を共有・交換するためのシステム。
- ・インターネットを介して文書発議や決裁、打合せ等が可能で、システムに蓄積された文書データを自動で電子納品することが出来る。 → 建設業の生産性向上、管理コスト縮減が目的。



Copyright (c) NEC Corporation 2017

新型コロナウイルス感染症対策としても有効！積極的な活用をお願いします！！

情報共有システム活用の流れ(発注者指定型)



情報共有システム活用の流れ(受注者希望型)

